

「安心実現のための緊急総合対策」における高速道路料金の引下げ

国土交通省道路局有料道路課

1. はじめに

我が国の競争力・成長力強化の観点から、また、現下の原油・食料等価格の高騰に対応する観点から、国民生活や経済活動に密接に関連する分野である道路行政が取り組むべき政策課題は多い。現在の厳しい経済・財政状況の中にあつて、必要な道路整備とともに既存の道路ストックを効率的に活用していくための政策は、なおさら実施していく必要がある。また、将来にわたり大きなインパクトを持つ公共事業の性格上、長期的な視点に立ち、投資バランスを考えながら慎重に実施していくことも必要である。

高速道路について言えば、一般道に比べて安全でスピーディな輸送・移動を可能とする利点がある一方で、料金負担のため、高速道路の交通容量に余裕を残したまま並行する一般道で渋滞が発生

している等の課題が生じている。このような課題を、既存の高速道路をより有効に活用することで解決し、地域の活性化、物流の効率化、都市部の深刻な渋滞の解消、地球温暖化対策等に貢献できるよう、早急かつ慎重に政策を実施していかねばならない。

そのための具体策として、高速道路料金の引下げを行うことで、高速道路への利用転換による一般道での課題解消、物流コストの低減等を図り、政策課題を解決していくことが有効であると考えている。その本格的な実施の第一弾として、政府の緊急総合対策の一つに位置づけられた高速道路料金の引下げについて、本年10月より実施（一部割引は9月より前倒し実施）したところである。

2. 高速道路料金引下げの経緯

高速道路料金の引下げは、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日 閣議決定）や「道路特定財源の見直しについて」（平成19年12月7日 政府・与党合意）において、国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化策を推進することとし、20年の通常国会において、所要の法案を提出することが決定された。

これを受け、第169回通常国会では、高速道路

料金の引下げを盛り込んだ「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（平成20年5月13日）が成立した。この法律の中では、国が日本高速道路保有・債務返済機構（以下、機構）の債務を一般会計に承継することで、料金引下げ等により高速道路利用者の利便増進を図ることが規定されており、この枠組みを活用し、10月14日より高速道路料金の引下げを実施したところである。

3. 「安心実現のための緊急総合対策」における高速道路料金の引下げの概要

平成20年8月29日の政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「安心実現のための緊急総合対策」が決定され、この中で「国民生活や地域経済を支援する観点からの高速道路料金の効果的な引下げ」が位置づけられた。

また、同日、国土交通省より、料金引下げに関する基本的な方針となる「高速道路料金の引下げの進め方」を示し、原油価格高騰へ重点化して対応していくこととした。

具体的には、

- 1) 物流効率化を図るため、深夜・夜間時間帯の割引を拡大
- 2) 地域活性化（観光振興）を図るため、休日昼間時間帯の割引を導入

することを打ち出した。

それぞれの内容について、物流効率化においては、自動車による貨物輸送量の約5割が夜間時間帯に行われている実態から、夜間を重点的に引き下げることで、物流コストの低減・安定化を図るものである。また、地域活性化（観光振興）においては、特に地方部において高速道路の利用を誘発することで、観光・レジャー等への外出を増や

し地域経済の活性化に寄与していくこと、さらに、並行する一般道での渋滞・環境悪化等の課題を緩和・解消していくことをねらいとしたものである。

これを踏まえ、平成20年9月9日には、機構及び高速道路会社6社が作成・発表した「高速道路料金の引下げ計画（案）」についてパブリックコメントが開始されたとともに、計画（案）のうち、一部割引の早期実施を発表した。

早期実施の具体的内容としては、下記の概要のうち、早期実施が可能であった②夜間割引時間帯の拡大及び③休日昼間時間帯の割引導入については、9月16日より前倒しで開始することとし、できるだけ早く国民生活や地域経済を支援できるよう努力した。

また、パブリックコメントの結果、国民の皆様から多数寄せていただいた意見を勘案した上で、一部の割引内容に変更を加え、10月14日より、下記概要のうち①深夜割引の拡充も加えて本格的に計画が実施開始された。期間としては、来年9月末まで約1年間の措置として実施していく予定である。（図1、図2）

高速道路料金の引下げ計画の概要

実施期間：平成20年10月14日～平成21年9月30日

対象道路：高速自動車国道^{※1}、本州四国連絡道路

割引内容：〔ETC車〕

① 深夜割引の拡充	平日	0～4時	: 5割引 ^{※2}
② 夜間割引時間帯の拡大	平日	22～0時	: 3割引 ^{※2}
③ 休日昼間時間帯の割引導入	土日祝日	9～17時	: 5割引 ^{※3}

※1：一部の一般有料道路含む。

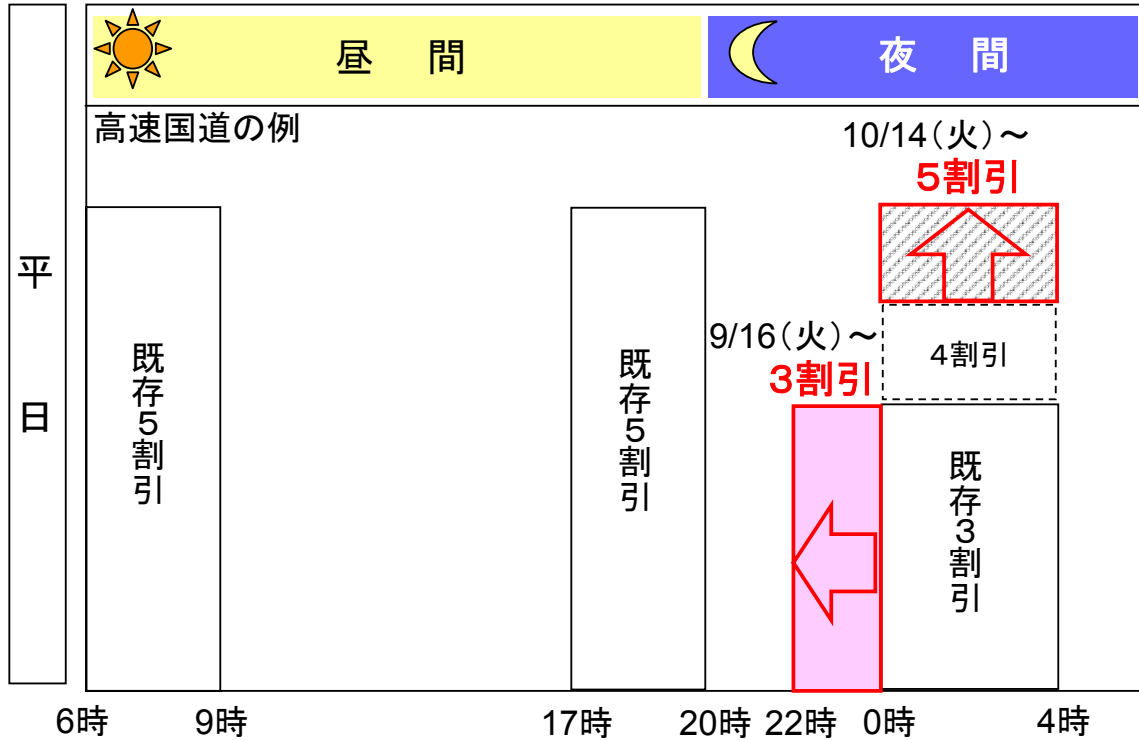
※2：本州四国連絡道路は中型車以上。

※3：普通車以下、100km迄、大都市近郊区間除く。

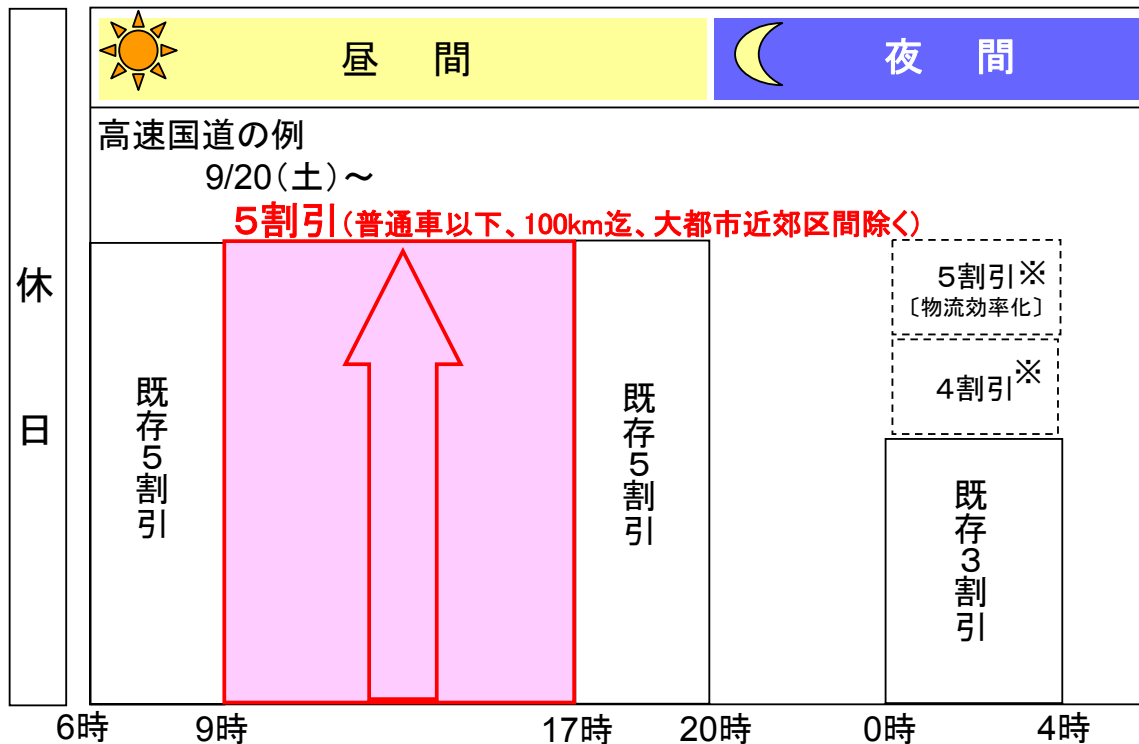
「安心実現のための緊急総合対策」における
 高速道路料金の引下げ概要【高速国道*】

※一部の一般有料道路を含む

1. 物流効率化：深夜割引の拡充、夜間割引時間帯の拡大



2. 地域活性化(観光振興)：休日昼間時間帯の割引導入

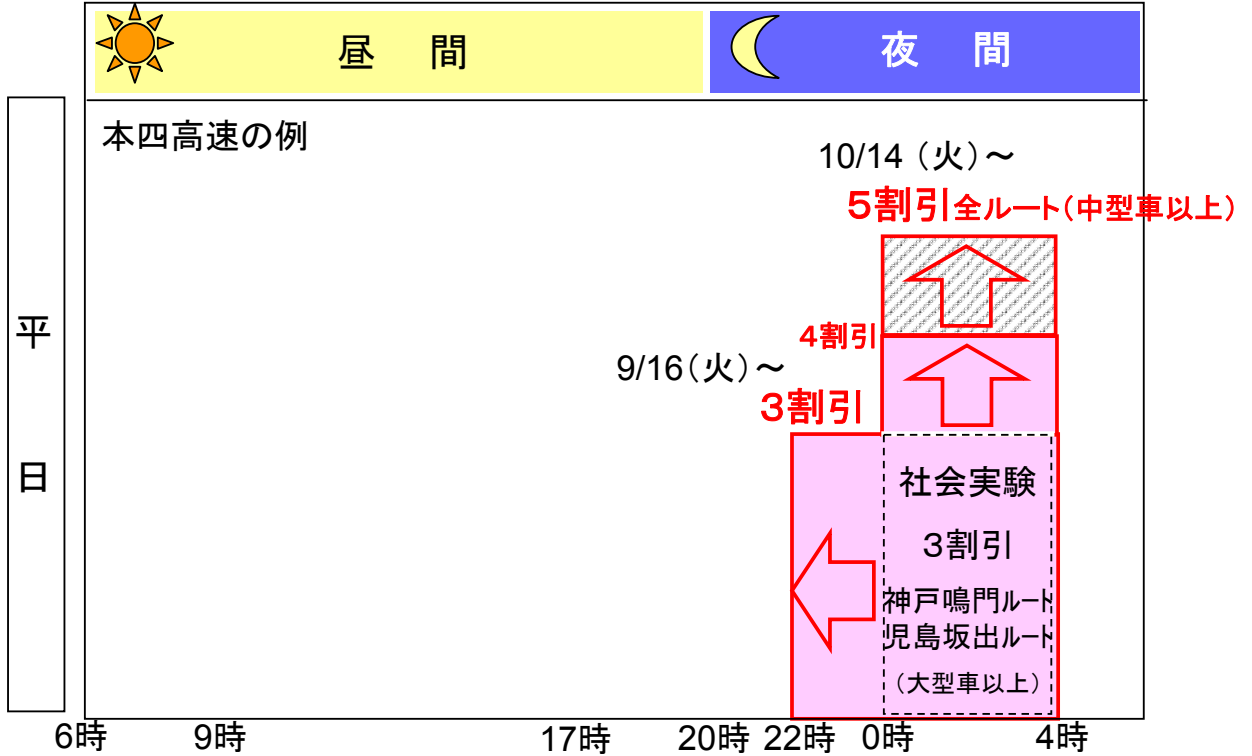


※10/18(土)~H21.1月末まで実施予定

図1-1

「安心実現のための緊急総合対策」における
 高速道路料金の引下げ概要【本州四国連絡道路】

1. 物流効率化：深夜割引の拡充、夜間割引時間帯の拡大



2. 地域活性化(観光振興)：休日昼間時間帯の割引導入

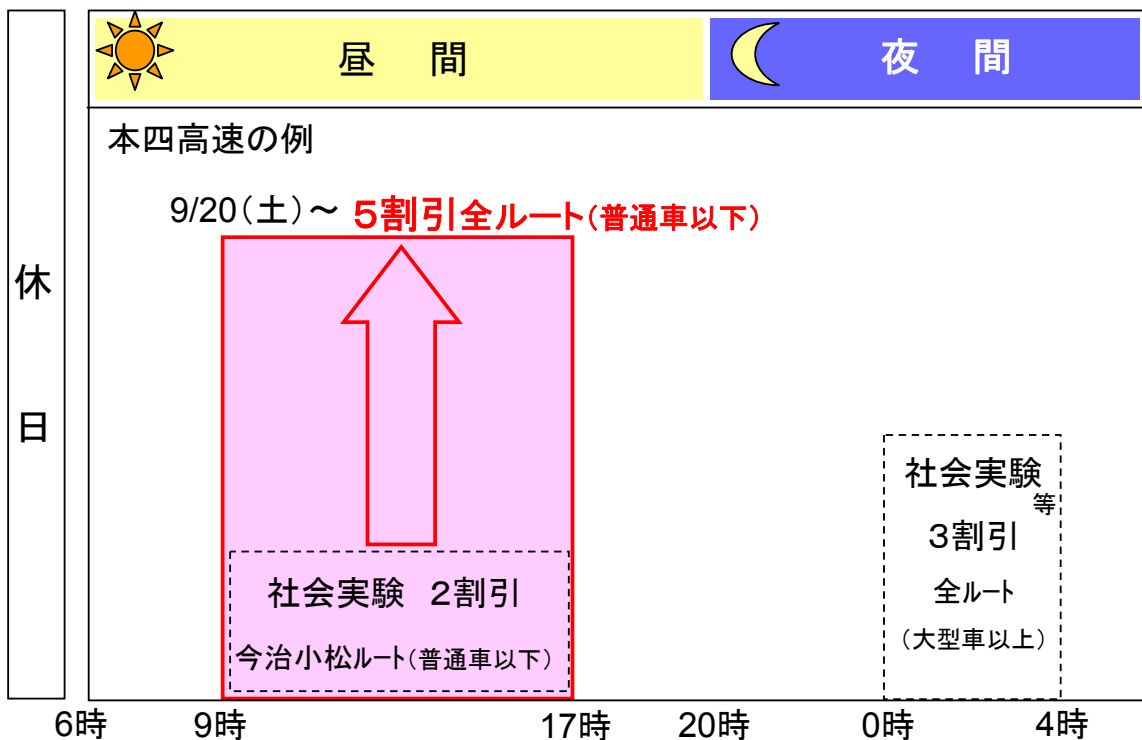
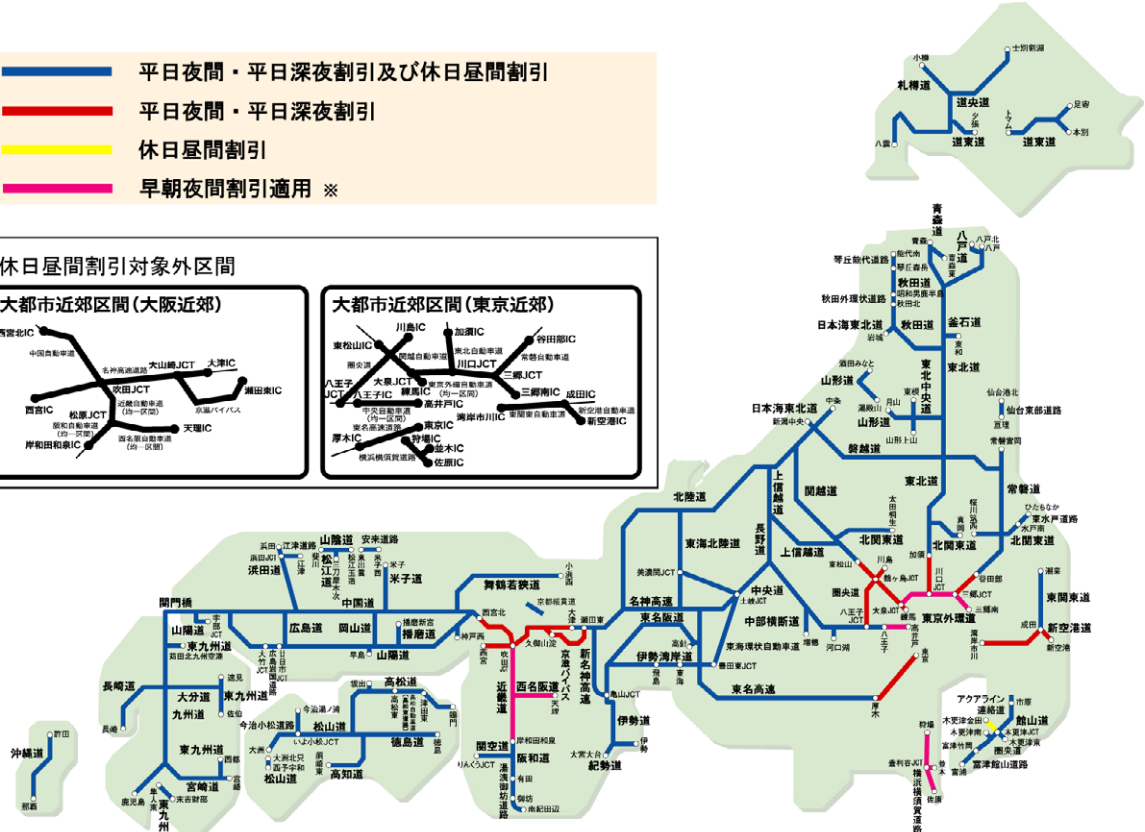
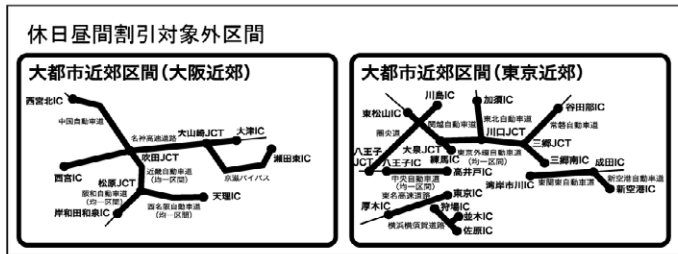
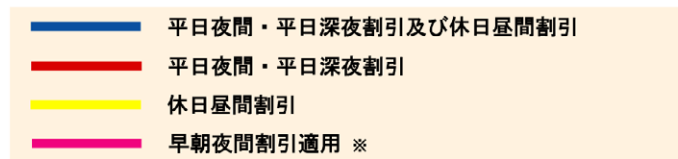


図1-2

高速道路料金引下げの対象路線図



※ 100km以内の路線のため、原則として早朝夜間割引(5割引)が適用となります。なお、従来の早朝夜間割引の対象区間等に変更はありません。

図 2

4. 今後の取り組み

政府は「安心実現のための緊急総合対策」に続く景気対策として、平成 20 年 10 月 30 日の政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「生活対策」を打ち出した。その中で、高速道路料金の引下げについては、国民生活や地域経済の支援の観点から、「安心実現のための緊急総合対策」において導入した割引に加え、当面平成 22 年度まで、更なる重点的な引下げを実施していく

ことが、引き続き盛り込まれたところである。

具体的な引下げの内容は今後の検討となるが、実施済みの料金引下げに続く施策として、現下の経済状況及び今回措置の実施状況を踏まえ、地域の活性化や物流の効率化等の政策課題に機動的に対応していくことが必要である。そのために、高速道路会社等と連携し、国民の意見を伺いながら今後も施策を推進していく。